（道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部改正）

第二条　道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。 一　保安基準第二条、第四条、第四条の二、第六条、第八条第三項、第四項及び第八項、第九条第三項、第十一条第二項、第十四条、第十八条第二項から第七項まで、第十八条の二、第二十条第四項から第六項まで、第二十二条第三項及び第四項、第二十二条の三、第二十二条の四、第二十五条第一項及び第四項、第二十六条、第二十九条第二項及び第四項、第三十二条第十項及び第十二項、第三十七条第一項、第三十七条の三第二項及び第三項、第三十八条の二、第四十条第一項、第四十一条の三第一項、第四十三条の二、第四十三条の六、第四十三条の九、第四十三条の十、第四十三条の十一、第四十三条の十二、第四十四条第六項、第四十五条第二項、第四十八条の二並びに第四十八条の三の規定 二　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）第八条第一号、第二号、第四号及び第五号、第九条（第一号を除く。）、第十一条第三項第二号及び第三号、第十二条第三項、第十五条第二項、第三項、第四項、第五項第五号、第九号及び第十一号、第七項並びに第八項、第十六条第二項第一号、第二十七条第一号、第三十九条第一項、第四十一条第六項第三号、第四十三条第二項、第四十五条第一項、第四十六条第二項、第四十七条第二項、第四十八条第一項及び第四項、第五十条第一項及び第二項、第五十一条第二項、第五十三条第二項、第五十四条第二項、第五十六条第一項、第五十七条第一項、第五十八条第二項、第五十九条第一項及び第三項、第六十一条第一項及び第二項、第六十二条第二項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十二項、第六十八条第一項（車室内後写鏡の衝撃緩和に関する部分に限る。）、第六十八条の二第一項、第七十七条第一項各号列記以外の部分、第二項第二号及び第四項第一号、第八十一条第一項第五号、第八十六条第一号、第二号、第四号及び第五号、第八十七条（第一号を除く。）、第八十九条第四項第二号（滑り止めの溝に関する部分に限る。）、第九十条第三項、第九十三条第二項、第三項、第四項、第五項第五号、第九号及び第十一号、第六項、第八項並びに第九項、第九十四条第二項第一号及び第四項、第百五条第一項第一号ロ、第百十七条第一項、第百十九条第六項第三号、第百二十一条第三項第五号、第百二十三条第一項第三号、第百二十四条第一項第三号、第百二十五条第三項第一号及び第三号、第百二十六条第一項第三号及び第四号並びに第七項第一号及び第二号、第百二十八条第一項第三号及び第三項第四号、第百二十九条第三項第七号、第百三十一条第一項第三号、第百三十二条第三項第三号から第五号まで、第百三十四条第一項第四号、第百三十五条第一項第二号、第百三十六条第三項第五号、第百三十七条第一項第三号、第三項並びに第四項第三号及び第七号から第十号まで、第百三十九条第一項及び第三項第一号、第百四十条第二項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十二項、第百四十六条第一項第二号ハ、第百四十六条の二第一項、第百五十五条第一項各号列記以外の部分、第二項第二号及び第四項第一号、第百五十九条第一項第五号、第百六十四条第一号、第二号、第四号及び第五号、第百六十五条（第一号を除く。）、第百六十七条第四項第二号（滑り止めの溝に関する部分に限る。）、第百六十八条第三項、第百七十一条第二項第三号から第五号まで、第八号、第十号及び第十一号、第三項第一号（同条第二項第三号から第五号まで及び第八号の基準に係る部分に限る。）、第三号及び第六号、第四項第一号（同	**第一条**　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。 一　保安基準第二条、第四条、第四条の二、第六条、第八条第三項、第四項及び第八項、第九条第三項、第十一条第二項、第十四条、第十八条第二項から第七項まで、第十八条の二、第二十条第四項から第六項まで、第二十二条第三項及び第四項、第二十二条の三、第二十二条の四、第二十五条第一項及び第四項、第二十六条、第二十九条第二項及び第四項、第三十二条第十一項、第三十七条第一項、第三十七条の三第二項及び第三項、第三十八条の二、第四十条第一項、第四十一条の三第一項、第四十三条の二、第四十三条の六、第四十三条の九、第四十三条の十、第四十四条第五項、第四十五条第二項、第四十八条の二並びに第四十八条の三の規定 二　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）第八条第一号、第二号、第四号及び第五号、第九条（第一号を除く。）、第十一条第三項第二号及び第三号、第十二条第三項、第十五条第二項、第三項、第四項、第五項第五号、第九号及び第十一号、第七項並びに第八項、第十六条第二項第一号、第二十七条第一号、第三十九条第一項、第四十一条第六項第三号、第四十三条第二項、第四十五条第一項、第四十六条第二項、第四十七条第二項、第四十八条第一項及び第四項、第五十条第一項及び第二項、第五十一条第二項、第五十三条第二項、第五十四条第二項、第五十六条第一項、第五十七条第一項、第五十八条第二項、第五十九条第一項及び第三項、第六十一条第一項及び第二項、第六十二条第二項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十二項、第六十八条第一項第三号、第六十八条の二第一項、第七十七条第一項各号列記以外の部分、第二項第二号及び第四項第一号、第八十一条第一項第五号、第八十六条第一号、第二号、第四号及び第五号、第八十七条（第一号を除く。）、第八十九条第四項第二号（滑り止めの溝に関する部分に限る。）、第九十条第三項、第九十三条第二項、第三項、第四項、第五項第五号、第九号及び第十一号、第六項、第八項並びに第九項、第九十四条第二項第一号及び第四項、第百五条第一項第一号ロ、第百十七条第一項、第百十九条第六項第三号、第百二十一条第三項第五号、第百二十三条第一項第三号、第百二十四条第一項第三号、第百二十五条第三項第一号及び第三号、第百二十六条第一項第三号及び第四号並びに第七項第一号及び第二号、第百二十八条第一項第三号及び第三項第四号、第百二十九条第三項第三号、第百三十二条第三項第三号から第五号まで、第百三十四条第一項第四号、第百三十五条第一項第二号、第百三十六条第三項第五号、第百三十七条第一項第三号、第三項並びに第四項第三号及び第七号から第十号まで、第百三十九条第一項及び第三項第一号、第百四十条第二項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十二項、第百四十六条の二第一項、第百五十五条第一項各号列記以外の部分、第二項第二号及び第四項第一号、第百五十九条第一項第五号、第百六十四条第一号、第二号、第四号及び第五号、第百六十五条（第一号を除く。）、第百六十七条第四項第二号（滑り止めの溝に関する部分に限る。）、第百六十八条第三項、第百七十一条第二項第三号から第五号まで及び第八号、第十号及び第十一号、第三項第一号（同条第二項第三号から第五号まで及び第八号の基準に係る